

熊本市自治基本条例の解説

【条例制定の背景と必要性】

近年、集権型による近代化政策が一定の成果を収めてきましたが、社会が成熟化し人々の価値観も多様化する中では、これまでの効率性重視の画一的行政から住民一人ひとりの暮らしや生きがいといった視点に立って、生活者自らの創意と主体性が発揮できる社会システムへの転換が求められています。

加えて、地方分権の進展に伴い、地方自治体や市民には、自己決定と自己責任に基づく、自主自立の精神が強く求められており、今後は、地方自らの創意工夫による独自のまちづくりが可能になるとともに、地方自治体、市民の知恵と努力がそのままふるさとの将来を左右する時代となってきます。

一方、市民の皆さんの市政への関心の高まりに伴い、公平性や透明性を求める声が強まっており、また、自治会をはじめ様々な場面での地域コミュニティ活動に加え、ボランティア団体やNPOといった自らの意思に基づいた活動も活発化するなど、その考え方や行動に変化が生じています。

このような時代に対応していくためには、あらためて、地方自治の原点に立ち返り、“自分たちのまち自分たちで創る”という考え方を基本に置き、熊本市というまちを構成する市民・市議会・行政が、それぞれの役割や責任を認識し、情報の共有による相互の信頼関係を築き、参画及び協働により、市政やまちづくりを進めていかなければなりません。

そして、これらのことを条例という形で明らかにし、新しい熊本市のまちづくりに取り組んでいこうとする自治体の意思表示・決意こそが、この自治基本条例制定の意図するところです。

目次 前 文

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 市民、市議会及び市長等の役割（第5条—第11条）

第3章 市政の原則及び制度（第12条—第24条）

第4章 情報共有及び参画・協働（第25条—第31条）

第5章 コミュニティ活動（第32条—第34条）

第6章 区におけるまちづくり（第35条・第36条）

第7章 危機管理（第36条の2）

第8章 住民投票（第37条・第38条）

第9章 国、他の地方公共団体等との連携（第39条）

第10章 自治推進委員会、最高規範性及び条例の見直し（第40条—第42条）

附 則

熊本市は、清らかな地下水に恵まれ、熊本城に代表される歴史遺産や様々な文化が息づく、快適な都市機能と豊かな自然が調和しているまちです。

わたしたちには、多くの人々の英知とたゆまぬ努力により成長してきたこのまちを、日本国憲法に保障されている個人の尊重及び法の下での平等のもと、子どもたちが大人になっても大好きなふるさとであるよう、豊かな自然等を守りながら、誰もが希望と誇りをもって心豊かに安心して暮らしていけるまちへ発展させ、次世代に引き継いでいく責任があります。

社会の成熟化に伴い人々の価値観も多様化し、地方分権が進展する中、今日における地方自治は、市民が自治の主体としてその役割を自覚し、情報の共有を前提にして、積極的に市政・まちづくりに参画し、市民、市議会及び市長等が協働して、自主的、自立的に進めていかなければならないものです。

また、市議会及び市長等は、公共の福祉を念頭に置き、主権者である住民の信託に基づく市政を進めていかなければなりません。

そこで、地方自治の本旨を実現し、わたしたちのまち熊本市をみんなで築いていくために、市民、市議会及び市長等が共有する本市の自治の最高規範として、この条例を制定します。

解 説

○前文は、この条例を策定する意義を示しています。

○第 1 段落では、熊本市はどのような「まち」なのかを示しました。なお、「熊本市」という主語は、空間的な市域も含めた総体をいいます。

○第 2 段落は、わたしたちはこの熊本市をどうしていかなければならないかを示しました。

- ・子どもたちが大人になっても大好きなふるさとであるよう、豊かな自然等を守りながら、誰もが希望と誇りをもって心豊かに安心して暮らしていけるまちへ発展させる。
- ・次世代に引き継いでいく。

なお、「わたしたち」という主語は、熊本市の自治を構成している市民、市議会、行政の三者すべてをいいます。

○第 3、4 段落は、前段で示しました熊本市を実現するための手法を明らかにしました。

- ・市民が自治の主体としてその役割を自覚し、積極的に市政・まちづくりに参画する。
- ・市民、市議会、行政が協働して、自主的、自立的に進める。
- ・市議会、行政は、公共の福祉を念頭に住民の信託に基づく市政を進める。

○最後の段落では、これらを実現するために自治基本条例を制定することを示しました。

【参考】

※この条例において、「本市」とは、「この市」「わが市」と強調して表現する場合に使用しています。

※この条例の解説では、「市長等」を「行政」という言葉にいいかえています。

第 1 章 総則

第 1 章は、4 条で構成し、条例の目的、用語の定義、自治の基本理念、自治運営の基本原則を定めています。

(目的)

第 1 条 この条例は、本市における自治の基本理念を明らかにするとともに、市民、市議会及び市長等の役割並びに自治を推進するための原則を定めることにより、日本国憲法に規定する地方自治の本旨に基づく自治を推進し、もって個性豊かで活力に満ちた社会の実現を図ることを目的とします。

説 明

○第 1 条は、本条例に規定する内容を明らかにし、最終目的を定めたものです。

○この条例で規定する項目は、次のとおりです。

- ・自治の基本理念
- ・市民・市議会・行政の役割と自治を推進するための基本的な事項

○最終目的は、本市の清らかな地下水に代表される恵まれた自然環境や歴史遺産や様々な息づく文化、九州の中央といった地理的条件など様々な熊本市の特性を生かした「個性豊かで活力に満ちた社会の実現を図る」ということです。

【参考】

※「地方自治の本旨」とは、日本国憲法第92条に規定されるもので、団体自治(*1)と住民自治(*2)の2つの要素から構成されます。市民の意思と責任によって行われる住民自治を拡充することと団体自治を推進していくことは、密接で切り離せない関係にあります。

*1 団体自治	地方公共団体において、国の干渉を受けることなく、自主的に団体としての意思決定が行われ、かつ、その意思決定に基づいて、自主的に事務が処理されること
*2 住民自治	地方公共団体において、その団体としての意思決定が、住民の意思と責任に基づいて行われること

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) 住民 本市の区域内に住所を有する者をいいます。
- (2) 市民 次のいずれかに該当するものをいいます。
 - ア 住民
 - イ 本市の区域内に通勤し、又は通学する者
 - ウ 本市の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体（以下「事業者、地域団体、市民活動団体等」といいます。）
- (3) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいいます。
- (4) 参画 施策の立案から実施及び評価までの過程に主体的に参加することをいいます。
- (5) 協働 同じ目的のために、それぞれが対等な立場に立ち、役割と責任を担い、協力することをいいます。
- (6) 市政 市長等又は市議会が行う活動をいいます。
- (7) 自治 自分たちの地域を自分たちの意思で責任を持ち治めることをいいます。
- (8) まちづくり 自らが生活し、又は活動している地域をはじめとして、熊本市を魅力的でより快適にしていける活動をいいます。
- (9) コミュニティ活動 地域又は共通の関心によってつながった多様な組織及び集団が身近な課題を解決するために行う活動をいいます。

説 明

○第 2 条は、本条例で使用する重要な用語の意義を定めたものです。

○第 1 号の「住民」は、本市の区域内に居住地その他生活の本拠を有している個人としています。

○第 2 号の「市民」は、第 1 号の「住民」のほか、市内の事業所に通勤する人や市内の学校に通学する人、さらに、市内の事業者・地域団体・市民活動団体等としています。

これは、地域社会が抱える様々な課題の解決やまちづくりを進めていくためには、本市に関係する幅広い人々の参画と協働が必要であるという考えからです。

○第 3 号の「市長等」とは、地方自治法第 138 条の 4 に規定する「市の執行機関」（市長及び教育委員会他、地方自治法第 180 条の 5 に列記されている各種行政委員会）に、独立した権限を有する公営企業管理者（上下水道事業管理者、交通事業管理者、市民病院事業管理者）と消防長を加えたもので、一般に「行政」と言われるすべてを網羅したものです。

○第 4 号の「参画」とは、施策の立案から実施及び評価までの過程において、意見や提案を行うことや具体的な行動を通じて、主体的（自らの意思・判断により行動すること）に参加することをいいます。

- 第 5 号の「協働」とは、住民と行政、事業者と地域団体、市民活動団体と行政など、それぞれ異なる主体が、同じ目的のために、対等な立場に立ち、役割と責任を分担し合い、お互いの特性等を尊重しながら、協力していくことをいいます。
- 第 6 号に「市長等又は市議会」という表記がありますが、この条例においては、行政が主となって担う場合は、市長等を市議会より先に表記することとしています。
- 第 7 号の「自治」とは、自分たちの地域を自分たちで責任を持ち自ら治めることで、住民自治と団体自治の総体をいいます。
- 第 8 号の「まちづくり」とは、身近な地域から熊本市全体に至るまで、よりよいものに創り上げていく様々な「活動」を指しています。その内容も、道路や公園整備などのハード的なものから、社会・経済・文化・環境保全などのソフト的なものまで幅広く捉えています。
- 第 9 号の「コミュニティ活動」は、地域を基盤として、あるいは共通の関心によってつながった町内自治会等の地域団体や特定非営利活動法人、ボランティア団体等による身近な課題を解決するために行う活動をいいます。

(自治の基本理念)

第 3 条 地方自治の本旨に基づく住民自治の拡充推進と団体自治の確立を目指すための基本理念は、次に掲げるとおりとします。

- (1) 市民の福祉の増進
- (2) 主権者である住民の意思を適切に反映した信託に基づく市政
- (3) 一人ひとりの人権の尊重
- (4) 情報共有、信頼及び協働による市政・まちづくりの推進
- (5) 市民の自発的及び積極的な参画による市政・まちづくりの推進
- (6) 将来にわたる持続可能な社会の実現
- (7) 国及び県との対等な関係のもとでの自立した市政の推進

説 明

- 第 3 条は、自治を進める市民、市議会、行政の共有する基本的な考え方を定めています。
- 第 1 号の「市民の福祉の増進」とは、社会福祉のみを表すものではなく、市民の幸福や利益などの増進を図るという広い意味を表しています。このことは地方公共団体の存立目的と役割を定めた地方自治法第 1 条の 2 にも「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として」と規定されていますが、重要なことであることから、この条例でも自治の基本理念の第一に掲げました。
- 第 2 号では、主権者である住民は、市長や市議会議員を選挙により選び、市政の運営を信頼して委任していることから、住民の意思を適切に反映した市政を行わなければならないということを明記しました。

- 第 3 号の「人権の尊重」については、日本国憲法にも三大原則のひとつ（「基本的人権の尊重」）として掲げられていますが、本市においてもこれまで取り組んできましたし、市民の皆様と今後もさらに継続して取り組んでいくことを踏まえ、明記しました。
- 第 4 号の「市政・まちづくり」は、「市政」と「まちづくり」という意味ですが、両者は重なり合う部分があることからこのような表現にしています。
- 第 6 号の「持続可能な社会の実現」とは、財政的にも、環境的にも市民が安心して、愛着を持って住み続けることができる社会を実現するということで、そのような社会を次世代へ引き継いでいくことが重要であることから明記しました。
- 第 7 号は、地方分権が進み、国や県との対等な関係の中で、熊本市は「自己決定」と「自己責任」のもとで自立した市政を行うということを明記しました。

（自治運営の基本原則）

第 4 条 市民、市議会及び市長等は、次に掲げる基本原則により自治運営を行います。

- (1) 情報共有の原則 市政・まちづくりに関する情報を共有すること。
- (2) 参画の原則 参画により市政・まちづくりが行われること。
- (3) 協働の原則 協働により市政・まちづくりが行われること。

説 明

- 第 4 条は、自治を運営する市民、市議会、行政の基本となる原則を定めたものです。
- 第 1 号の「情報共有の原則」は、参画や協働を進める上での前提となることから、当基本原則の第一に掲げました。
- 第 2 号の「参画の原則」と第 3 号の「協働の原則」は、前文でも記載しておりますように、熊本市を希望と誇りをもって心豊かに安心して生活できるまちへ発展させ、次世代に引き継いでいくため、また、住民自治を進める上では重要な要素であることから、明記しました。

【参考】

※自治運営の基本原則である「情報共有」「参画」「協働」の詳細は、「第 4 章 情報共有及び参画・協働」で定めています。

第 2 章 市民、市議会及び市長等の役割

第 2 章は、7 条で構成し、市民、市議会及び行政の三者それぞれの役割を定めます。

(市民の権利)

第 5 条 市民は、日本国憲法及び法令に定める権利を有するとともに、自治の基本理念を実現するため、次に掲げる権利を有します。ただし、法令上保有できないものを除きます。

- (1) 市長等及び市議会に対して、情報を求める権利
- (2) 市政・まちづくりに参画し、意見を表明し、又は提案する権利

説 明

○第 5 条は、熊本市の自治を進める上での市民の権利を定めたものです。

○市民には、日本国憲法や地方自治法など法令で定められている多くの権利(*3)がありますが、自治の基本理念(第 3 条)を実現するために、あらたな権利を 2 つ決めました。

なお、この条例における市民は「住民」「通勤・通学者」「事業者・地域団体・市民活動団体等」と定義していますが、例えば参政権は、「通勤・通学者」「事業者・地域団体・市民活動団体等」にはなく、また住民であっても「20 歳未満の住民」にはありません。

このようなことから、当然のことではありますが、ただし書きで「法令上保有できないものを除きます。」と明確にしました。

○第 1 号の「情報を求める権利」は、市民が市政やまちづくりに参画、協働するためには、行政や市議会が保有している情報を知り、考えることが必要であることから定めています。

○第 2 号の「参画する権利」は、市政やまちづくりにおいて、市民の主体的・積極的な関わりを担保するために定めています。また、「意見を表明し、又は提案する権利」は参画することに含まれるとも解されますが、よりよい市政やまちづくりを進めるには、多様な意見や提案が必要であることからあらためて定めています。

【参考】

※市民参画の手法については、第 30 条、第 31 条に基づいてその仕組みを整備し、それに則って行われることとなります。

*3 日本国憲法、地方自治法など法令で定められている多くの権利

参政権(選挙権・被選挙権・国民投票権・国民審査権)、条例の制定改廃請求権、事務の監査請求権、議会の解散・議員及び市長の解職請求権、基本的人権、自らの生命、自由及び幸福追求に対する権利、健康で最低限の生活を営む権利など

(市民の責務)

第 6 条 市民は、日本国憲法及び法令に定める義務を有するとともに、自治の基本理念を実現するため、次に掲げる責務を果たします。

- (1) 市政・まちづくりへ積極的に参画し、又は自らまちづくりに取り組むよう努めること。
- (2) 市政・まちづくりへの参画に当たっては、自らの発言と行動に責任を持つこと。

2 事業者、地域団体、市民活動団体等は、その事業又は活動が社会生活に及ぼす影響に十分配慮するとともに、社会との調和に努め、まちづくりに取り組みます。

説 明

○第 6 条は、第 5 条の「市民の権利」に伴う責務を定めたものです。

○市民には、憲法や法令で定められている義務(*4)がありますが、自治の基本理念(第 3 条)を実現するための責務を定めました。

○第 1 号では、市政やまちづくりへの積極的な参画に努めることや、自らが生活し、又は活動している地域をはじめとして、熊本市を魅力的でより快適にしていく活動に自ら取り組むよう努めることを定めています。

なお、市民の積極的な参画は必要ですが、あくまでも自主的、自発的に行われるものであり、決して義務として強制するものではありません。

○第 2 号では、市民の権利は尊重されるべきですが、権利を主張するだけでは、自治は成り立ちません。意見を述べたり行動する際は、責任を持って行うべきことを定めました。

○第 2 項では、市内で活動する事業者、地域団体、市民活動団体等は、社会を構成する一員として、法令遵守の徹底や環境の保全などの社会的責任に十分配慮するとともに、地域社会との調和に努めて、まちづくりに取り組むことを定めました。

【参考】

*4 日本国憲法に定める義務

義務：教育の義務、勤労の義務、納税の義務など

(市議会の役割)

第 7 条 市議会は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）その他の法令に定める権限を有し、次に掲げる役割を担います。

- (1) 市長等が行う市政を監視し、公平及び公正で透明性の高い市政の実現に努めること。
- (2) 広範な市民の意見の聴取及び集約に努めること。
- (3) わかりやすく開かれた議会運営に努めること。

説 明

○第 7 条は、市民の代表である市議会の役割を定めたものです。

○第 1 号では、市議会は、条例の制定改廃、予算の決定などの自治体としての意思決定を行うとともに、決算の認定などの行政を監視する役割があり、公平及び公正で透明性の高い市政の実現に努めることを定めました。

○第 3 号では、市議会の運営や活動内容を市民にわかりやすく示すなど、より開かれた議会運営に努めることを定めました。

(市議会議員の責務)

第 8 条 市議会議員は、次に掲げる責務を担います。

- (1) 市民の信頼に応え、誠実に職務を行うこと。
- (2) 政策の提案及び立法に関する活動を行うよう努めること。

説 明

○第 8 条は、市議会議員の責務について定めたものです。

○「市議会の役割」で定めた事項を実現するよう、市民の信頼に応えること、誠実に職務を遂行すること、政策の提案や立法活動に努めることを定めました。

(市長の責務)

第 9 条 市長は、住民の信託を受けた市の代表として、市民の福祉の増進を図るため、地方自治法その他の法令に定める権限を行使し、総合的に市政を行います。

説 明

○第 9 条は、市の代表である市長の責務について定めたものです。

○市長は、住民から直接選挙によって選ばれた市の代表者であり、他の執行機関と比較してその責任は重いことから、執行機関等とは別に「市長の責務」を規定しています。

○市長は、市民の福祉の増進を図るために、定めのある多くの権限を行使し、総合的に施策や事業を展開していくことを定めています。

【参考】

※市長の権限には、統轄代表権（地方自治法第 1 4 7 条）、事務の管理及び執行権（同法第 1 4 8 条）、職員の指揮監督（同法第 1 5 4 条）などがあります。

※市長の担当事務には、議案の提出、予算の調製・執行など（地方自治法第 1 4 9 条）があります。

（市長等の役割）

第 1 0 条 市長等は、次に掲げる役割を担います。

- (1) 公平、公正かつ誠実に、透明性の高い市政を行うこと。
- (2) 市民の意向及び地域の実情を的確に把握し、行政サービスの質を向上させ市民の満足度を高めること。

説 明

○第 1 0 条は、市長等（行政）の役割について定めたものです。

○第 2 号では、行政は市民の意向や地域の実情を的確に把握するとともに、行政サービスの質を向上させることを定めています。

（市の職員の責務）

第 1 1 条 市の職員は、市長等の補助機関としてその役割を担い、職務を遂行するための知識と能力の向上に努めるとともに、全体の奉仕者として市民の視点に立って職務を行います。

説 明

○第 1 1 条は、市の職員の責務について定めたものです。

○市長の補助機関である市の職員（副市長等の特別職、その他の一般の職員）の責務を定めています。

○「補助機関としてのその役割」とは、第 1 0 条に掲げる行政の役割のことです。

○職員は、職務を遂行するために必要な知識、技術、政策立案の能力、コミュニケーション能力等の向上に努めること。さらに全体の奉仕者（*5）として市民の視点に立って職務を行うことを定めています。

【参考】

***5 全体の奉仕者**

すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。（憲法 1 5 条 2 項）

すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。（地方公務員法第 3 0 条）

第 3 章 市政の原則及び制度

第 3 章は、13 条で構成し、市の執行機関等及び市議会が行う市政の原則及び制度について定めます。

(市政の基本原則)

第 12 条 市長等及び市議会は、次に掲げる基本原則に基づき市政を行います。

- (1) 自治の基本理念及び自治運営の基本原則に基づいた市政を行うこと。
- (2) 健全な財政のもとで、総合的かつ計画的な市政を行うとともに、事務を処理するに当たっては、最少の経費で最大の効果を挙げること。
- (3) 市民に対しての説明責任を果たすこと。

説 明

○第 12 条は、行政や市議会が行う活動の際の基本原則を定めたものです。

○第 1 号では、自治の基本理念（第 3 条）及び自治運営の基本原則（第 4 条）に基づいた市政を行うことを原則として掲げています。

○第 2 号では、健全な財政のもとで、総合的かつ計画的な市政を行うことや、事務処理に当たっては最少の経費で最大の効果（*6）を挙げることを原則として掲げています。

○第 3 号では、市民に対して説明責任を果たすことを原則として掲げています。

【参考】

*6 最少の経費で最大の効果

地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。（地方自治法第 2 条第 14 項）

(総合的かつ計画的な市政)

- 第 13 条 市は、総合的かつ計画的な市政を推進するため、基本構想並びにその実現のための基本計画及び実施計画をまとめた総合計画を策定します。
- 2 市長等は、総合計画の策定に当たっては、市民の参画（以下「市民参画」といいます。）の手續を実施し、市民の意見を適切に反映させます。
- 3 市長等は、総合計画の進行管理に当たっては、市民参画の手續のもと、行政評価を実施し、その結果を広く市民に公表するとともに、総合計画に反映させます。
- 4 市長等は、総合計画を策定し、又は変更したときは、市民への周知を図ります。

説 明

○第 13 条は、総合計画、行政評価等総合的かつ計画的な市政について定めたものです。

○第 1 項では、本市の目指すべきこれからのまちづくりの方向性を明らかにし、その実現のための具体的な取り組みを示す総合計画の策定について定めています。総合計画は、基本構想とこれに基づいた基本計画、実施計画の総体を表します。

「基本構想」とは、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための構想をいいます。「基本計画」とは、基本構想に基づき市政の基本的な事項について作成する計画をいいます。「実施計画」とは、基本計画に基づき具体的な事務事業の実施に関して作成する計画をいいます。

なお、熊本市においては、基本構想及び基本計画の策定・変更・廃止を議決事項としています。

○第 2 項では、総合計画を策定する際の市民参画、意見の反映を定めています。総合計画における市民参画には、市民アンケートや地域説明会などがありますが、具体的な参画手法については、第 30 条、第 31 条に基づいてその仕組みを整備し、それに則って行われることとなります。

○第 3 項では、総合計画の進行管理に当たっては、市民参画の手續のもと行政評価を実施し、行政評価の結果を広く市民に公表するとともに総合計画に反映することを定めています。

「行政評価」とは、行政が行っている様々な活動の結果や成果を一定の基準、視点にそって評価を行うものです。「広く公表」とは、市政だよりや市のホームページを始めとする市の広報媒体（手段）を活用して周知を図ることをいいます。

○第 4 項では、総合計画を策定したとき、又は変更したときは、市民への周知を図ることを定めています。

(効率的かつ効果的な市政)

- 第 14 条** 市長等は、効率的かつ効果的な市政を行うため、不断に行財政改革に取り組みます。
- 2 市長等は、行財政改革の進行管理を適切に行い、市民に公表します。
- 3 市長等は、財政状況について市民にわかりやすい資料を作成し、市民に公表します。

説 明

- 第 14 条は、効率的かつ効果的な市政を行うことを定めたものです。
- 現在、本市では、厳しい財政状況の下、自己決定と自己責任を基本とし、集中と選択によるまちづくりを進めていくことが求められています。そのためにはこれまで以上に施策や事業を精査する必要があります。
- 第 1 項では、今後さらに効率的かつ効果的な市政を行っていくため、行財政改革計画に基づき、不断に行財政改革に取り組むことを定めています。
- 第 2 項では、行財政改革の適切な進行管理と市民への公表を定めています。
- 第 3 項の財政状況の公表については、工夫を凝らしながら、市民によりわかりやすい財政状況の資料を作成し、公表していくことを定めています。

(組織体制)

- 第 15 条** 市長等は、社会経済情勢の変化及び多様化する市政の課題に的確に対応するため、効率的かつ機能的な組織体制を整備します。

説 明

- 第 15 条は、市長等（行政）の組織体制について定めたものです。
- 地方分権改革の進展、少子高齢化社会の到来など、変革の時代にあって、行政は、このような社会経済情勢等の変化や多様化する市民の要望に、柔軟に対応できる効率的で機能的な組織体制を整備することを定めています。
- 効率的かつ機能的な組織体制を整備するとは、どのような組織が市民にとって有益で、機能的に素早い対応が図られるかを常々考え編成することをいいます。

(総合的な行政サービス)

- 第 16 条** 市長等は、市民の要望及び多様化する市政の課題に的確かつ柔軟に対応するため、組織間の連携を図り、総合的な行政サービスを提供します。

説 明

- 第 16 条は、総合的な行政サービスの提供について定めたものです。
- 多様化する市民の要望や課題に対しては、縦割といわれる行政の弊害をなくし、組織横断的な調整や対応を図り、的確に対応することを定めています。

(人事体制)

第 17 条 市長等は、適切な人事評価及び人事配置を行います。

2 市長等は、市政の課題に的確に応えることができる知識と能力を持った職員の育成を図ります。

説 明

○第 17 条は、行政の人事体制について定めたものです。

○第 1 項では、適切な人事評価を行うとともに、適切な人事配置を行うことは、総合的な行政サービスなどを提供するためには不可欠であることから定めています。

○第 2 項では、時代変化や市政の課題に的確に対応できるような知識・能力を持った職員を育成することを定めています。なお、第 11 条には、知識と能力の向上に努めることを職員の責務として定めています。

(公益通報制度)

第 18 条 市長等は、公益通報（市政の適正な運営を確保するために、違法な行為等について市の職員等から行われる通報をいいます。以下同じです。）を受ける体制を整備します。

2 市長等は、通報者が公益通報により不利益を受けないよう適切な措置を講じます。

説 明

○第 18 条は、法令遵守の確保と、公益のために通報を行った行政の職員等が不当な取扱いを受けず、保護されるための体制整備について定めたものです。

○「公益通報」とは、行政が関わった違法な行為等について市の職員等から行われる通報をいい、第 1 項では、この公益通報を受ける体制を整備することを定めています。

○第 2 項では、通報者が公益通報により不利益を受けないよう適切な措置を講じることを定めます。

(審議会等)

第 19 条 市は、法令に基づき設置する附属機関のほか、必要に応じ審議会等を設置します。

2 市長等は、審議会等の委員については、識見を有する者を選任するほか、公募等により市民の幅広い層から必要な人材を選任するよう努めます。

説 明

○第 19 条は、行政の設置する審議会等について定めたものです。

○第 1 項では、行政は法令に基づき設置する「附属機関（*7）」のほか、市政運営上の意見の聴取、交換等を行うために「審議会等」を必要に応じ設置することを定めています。

○第 2 項では、その委員は、専門的な知識や経験を有している人を委員として選任するのはもちろんですが、市民参画の観点から、公募等により市民の幅広い層からも選任することを定めています。

なお、法令等により委員の構成が定められている場合や、高度な専門性を有する事案を扱う場合など、

性質上公募になじまないものもあることから努力規定としています。

【参考】

*7 法令に基づき設置する附属機関
社会福祉審議会、国民健康保険運営協議会など

(行政手続)

第 20 条 市長等は、適切に行政手続を行い、市政における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利と利益の保護に努めます。

説 明

- 第 20 条は、行政手続（行政が行う処分や指導、届出等の手続）について定めたものです。
- 市民の権利と利益の保護に努めることにより、信頼され透明性の高い市政を推進することを定めています。
- 本市では、「熊本市行政手続条例（H17.3.1 施行）」に基づき、行政に対して申請がなされてから結論を出すまでの標準期間を定め、不利益な処分を下すときは理由を示すなど、行政の透明性を図っています。

(意見等の取扱い)

第 21 条 市長等は、市民の市政に関する意見、提案、相談、要望及び苦情に対し、迅速かつ誠実な対応に努めます。

2 市長等は、前項の対応の経過、結果等について、記録を行い、公開します。

説 明

- 第 21 条は、市民からの意見、提案、相談、要望及び苦情の取扱いについて定めたものです。
- 市民からの意見や苦情等に迅速に対応し、公開することは、情報共有、信頼関係の構築、公正で透明な行政の運営を図るためには、必要なことです。
- そこで第 1 項では、行政は、市民からの意見や提案等について、迅速かつ誠実に対応することを定め、第 2 項では、その対応経過や結果等の記録を行い、公開していくことを定めています。

(説明責任)

第 22 条 市長等及び市議会は、施策の立案、実施及び評価のそれぞれの段階において、施策に関する情報を市民にわかりやすく説明します。

説 明

○第 22 条は、行政と市議会の市民への説明責任を定めたものです。

○「説明責任」は、市民との情報共有や参画、協働による市政・まちづくりを進める上で、最も基本的な原則です。

○そこで行政と市議会は、市民に対し、施策の立案・実施・評価のそれぞれの段階において、施策に関する情報を市民にわかりやすく説明し、理解を求めていくことを定めています。

(公的オンブズマン)

第 23 条 市は、公平かつ中立的な立場で市長等が行う市政に関する市民の苦情を処理するための機関として、別に条例で定めるところにより、公的オンブズマンを設置します。

説 明

○第 23 条は、苦情処理機関の設置について定めたものです。

○市民の権利・利益の擁護を図るため、公正で中立的な立場で簡易・迅速に苦情を処理する機関として、公的オンブズマンを設置することを定めています。

なお、公的オンブズマンの設置に関する詳細は、別に定めることとします。

第 24 条 (削除)

第 4 章 情報共有及び参画・協働

第 4 章は、7 条で構成し、自治の基本原則（情報共有の原則・参画の原則・協働の原則）の詳細を定めます。

（情報共有の原則）

第 25 条 市長等及び市議会は、市政に関する情報が市民との共有財産であることを認識し、これを市民に開示するとともに、積極的かつ迅速な提供に努めます。

2 市民は、市長等及び市議会に対し、まちづくりに関する情報の積極的な提供に努めます。

3 市長等は、市政・まちづくりに関する情報を提供する仕組みを整備します。

説 明

○第 25 条は、市民・市議会・行政間の情報の共有について定めたものです。

○「自治運営の基本原則」（第 4 条）の一つである「情報共有」の原則について、そのあり方を明らかにしました。

○参画・協働の市政・まちづくりを進めるに当たっては、相互の情報共有が不可欠です。また、市民が、自ら考え行動するためには、市政に関する様々な情報が十分に提供されなければなりません。このため「情報共有の原則」を規定しています。

○第 1 項では、行政と市議会の情報を、市民に開示するとともに、様々な情報を積極的かつ迅速に提供することを定めています。なお、開示請求に係る手続き等は、「熊本市情報公開条例（H10.10.1 施行）」で定められています。

○第 2 項では、市民が保有しているまちづくりに関する情報も市政を進めるに当たっては必要であることから、市民も行政や市議会に対し、積極的な提供に努めることを情報共有の原則として定めています。

○現在、本市においては、市政情報プラザや市のホームページなどで情報の提供を行っておりますが、第 3 項では、市政・まちづくりに関する更なる積極的な情報提供のための仕組みの整備することを定めています。

(個人情報保護)

第 26 条 市長等及び市議会は、市民の基本的人権の擁護及び信頼される市政の実現のため、個人情報
報を適正に管理するとともに、その利用、情報提供等に関し適切な保護措置を講じます。

説 明

○第 26 条は、個人情報の保護について定めたものです。

○行政及び市議会は、大量の個人情報を保有しており、コンピュータやネットワークなどの高度情報化
社会においては、個人情報の保護は大変重要なものとなっています。

このようなことから、個人情報の適正な管理や利用、提供等に関し、適切な保護措置を講じることを定
めています。なお、このような保護措置については、「熊本市個人情報保護条例（H15.4.1 施行）」で定
められ、運用されています。

(参画の原則)

第 27 条 市民、市議会及び市長等は、参画による市政・まちづくりに取り組みます。

2 参画による市政・まちづくりは、男女が共同して取り組みます。

説 明

○第 27 条は、参画の原則について定めたものです。

○「自治運営の基本原則」（第 4 条）の一つである「参画」の原則について、そのあり方を明らかにしま
した。

○第 1 項では、市民、市議会、行政は、参画による市政・まちづくりに取り組むことを原則として定めて
います。

○第 2 項では、特に、今後の市政・まちづくりにおいては、男女が共同して取り組むことが重要であるこ
とから、このことを明確に定めています。

(青少年・子どもの参画)

第 28 条 市民、市議会及び市長等は、青少年・子ども（18 歳未満の市民をいいます。）が有する市
政・まちづくりに参画する権利が実効性のあるものとなるよう環境づくりに努めます。

説 明

○第 28 条は、青少年・子どもの参画について定めたものです。

○まちづくりの原点は人づくりです。第 6 条には、すべての市民が市政・まちづくりへ積極的に参画する
ことを責務として規定していますが、特に、少子高齢化が進行する中、次代を担う青少年や子どもが、
早い段階から市政・まちづくりに参画していくことが重要なことから、特にこの規定を設けました。
なお、この条例における青少年・子どもの範囲は、選挙権や地方自治法上の直接請求権等の権利を有し
ない 18 歳未満の市民としています。

(協働の原則)

第 29 条 市民、市議会及び市長等は、目的と情報を共有し、相互の理解と信頼のもとに、協働による市政・まちづくりに取り組みます。

2 市長等は、協働の推進に当たっては、市民の自主性及び自立性を損なわないようにしなければなりません。

説 明

○第 29 条は、協働の原則について定めたものです。

○「自治運営の基本原則」(第 4 条)の一つである「協働」の原則について、そのあり方を明らかにしました。

○第 1 項では、協働による市政・まちづくりの取り組みは、市民、市議会、行政は、目的と情報を共有し、役割分担を話し合うなど相互の理解と信頼の上で行う必要があることを定めています。

○協働は、第 1 項のとおり、お互いが対等なパートナーにならなければなりません。そこで第 2 項では、行政が市民の意向を聞くことなく一方的に協働を行うことがないように、協働の推進に当たっては、市民の自主性及び自立性を損なわないようにしなければならないことを明確に定めました。

(市民参画・協働のための仕組み)

第 30 条 市長等は、重要な施策の立案、実施及び評価のそれぞれの段階において、市民参画を拡充推進するための仕組みを整備します。

2 市長等は、それぞれの事案に応じて効果的な市民参画の手法を選択するとともに、これを公表し、実施します。

3 市長等は、市民参画により表明された意見や示された提案を総合的に検討し、その結果を市民に公表するとともに、適切に施策へ反映させるよう努めます。

4 市長等は、協働を拡充推進するための仕組みを整備します。

説 明

○第 30 条は、市民参画と協働のための仕組みについて定めたものです。

○第 1 項では、行政は、広く市民生活全般に影響を及ぼすような重要な施策の立案、実施及び評価については、それぞれの段階に応じ、適切な市民参画の仕組みを整備していくことを定めています。

なお、「施策」とは、政策という大きな目標を達成するための個々の方策のことを、また「重要な施策」とは、単に大きな計画作りに係わるものだけではなく、広く市民生活全般に直接的に影響を及ぼすようなものをいいます。

○第 2 項では、市民参画の手法には、例えば、市民アンケートによる意見聴取、ワークショップ(*8)、シンポジウムの開催、パブリックコメント(市民意見募集)等、様々な手法があり、それぞれの事業の性質や段階(立案、実施、評価など)に応じて最も効果的な手法を選択し、公表、実施することを定め

ています。

現在、本市では、市民参画を推進するために、P I (*9) (パブリックインボルブメント) マニュアルを作成するとともに、その実施方針を定め、実施しています。

【参考】

*8 ワークショップ 特定のテーマや課題に対応するため、グループによる共同作業や話し合いを通じて、課題の抽出や解決策等について、意見の集約を図るもの

*9 P I 「地域住民、事業者、関係団体、利害関係者、等」(＝パブリック)を「関与、仲間に入れる、巻き込む」(＝インボルブメント)の略で、施策の立案や事業の計画を立てる際に、市民の皆さんに情報を提供したうえで、価値観を見極め、調整しながら、柔軟に政策立案を進める、市民参画の理念であり、プロセスのこと。

(参画と協働によるまちづくり条例)

第 3 1 条 参画と協働を拡充推進するための基本的な事項については、別に条例で定めるものとします。

説 明

○第 3 1 条は、「参画と協働によるまちづくり条例 (仮称)」について定めたものです。

○参画と協働を拡充推進するための基本的な事項 (参画の対象・方法、パブリックコメント制度 (*10) や審議会等の公開・市民公募に関するルールなど) については、別に条例をつくることを定めています。この規定に基づき、平成 2 3 年 4 月 1 日に「熊本市市民参画と協働の推進条例」を施行いたしました。

【参考】

*10 パブリックコメント制度

計画等を素案の段階で公表し、市民の皆さんの多様な意見を求め、できる限り政策に反映させていく制度

第 5 章 コミュニティ活動

第 5 章は、3 条で構成し、コミュニティ活動（地域コミュニティ活動・市民公益活動）について定めま
す。

（地域コミュニティ活動）

第 3 2 条 市民は、市民相互の協働により、身近な地域の課題を解決していくとともに、社会を多様に
支え合う自主的で自立的な地域のコミュニティ活動（以下「地域コミュニティ活動」といいます。）
を推進するよう努めます。

2 市民は、地域コミュニティ活動を行うに当たっては、思いやりとふれあいのある住みよい地域と
なるよう、自らの役割を自覚し、互いを十分に尊重しながら進めることとします。

3 市長等は、市民による地域コミュニティ活動が推進されるよう支援します。

説 明

○第 3 2 条は、地域コミュニティ活動の推進とその支援などについて定めたものです。

○本市においては、町内自治会や校区自治協議会をはじめとして様々な地域団体が設立され、地域住民
自らが考え、自らの役割を自覚し、互いを十分に尊重しながら協力し合って地域の課題を見だし、解
決するなど、地域ごとに特色のある住み良いまちづくりが進められています。

しかしながら、近年の核家族化の進展に伴い、地域のつながりが希薄化し、地域コミュニティ活動に参
加し活動する人が少なくなっているという現状があります。

○参画と協働を拡充推進するための基本的な事項（参画の対象・方法、パブリックコメント制度（*10）
や審議会等の公開・市民公募に関するルールなど）については、別に条例をつくることを定めていま
す。この規定に基づき、平成 23 年 4 月 1 日に「熊本市市民参画と協働の推進条例」を施行いたしまし
た。

○このようなことから、第 1 項では、市民が可能な範囲で協力し、参加するというこで、市民は地域コ
ミュニティ活動を推進するよう努めると定めています。

○第 3 項では、行政は、自主的で自立的な地域コミュニティ活動を支援していくことを定めています。

(市民公益活動)

第 3 3 条 市民は、前条に規定する活動のほか、公共の利益や社会貢献を目的として自主的に活動する市民活動（以下「市民公益活動」といいます。）に対する理解を深め、これを守り育てるよう努めます。

2 市長等は、市民公益活動が推進されるよう支援します。

説 明

○第 3 3 条は、市民の公益活動について定めたものです。

○本市においては、町内自治会や校区自治協議会など地域団体による活動が活発に展開されているほか、環境保全や健康福祉分野などのテーマに基づいたボランティア活動団体や N P O 等の公益活動も盛んになってきています。

○そこで第 1 項では、このような公的利益や社会貢献につながる活動が推進されることは、今後、協働のまちづくりを進める上で必要不可欠であることから、市民は、公益活動に対する理解を深め、守り育てるということを定めています。

○第 2 項では、行政は、市民公益活動が推進されるよう支援することを定めています。

(地域コミュニティ活動及び市民公益活動の連携)

第 3 4 条 地域コミュニティ活動及び市民公益活動を行う市民は、それぞれの活動の特性を生かしながら相互に連携するよう努めます。

2 市長等は、前項の連携が円滑に行われるよう支援します。

説 明

○第 3 4 条は、地域コミュニティ活動及び市民公益活動を行う市民の相互連携について定めたものです。

○地域コミュニティ活動や市民公益活動は、地域団体や N P O 法人及び市民活動団体などの専門性を持って活動する団体等及び事業者により様々な形で展開されています。これらの活動は個別に行われるより、連携して行われる方が、より効果的なものとなることを見込まれることから、本条において、それぞれの活動主体がお互いの活動を理解し合い、それぞれの特性を生かしながら、相互に連携して活動に取り組むことに努めることを定めています。

○第 2 項では、市長等は、これらの多様な活動主体が円滑に連携できるようその関係の構築に向けて支援することについて定めています。

第 6 章 区におけるまちづくり

第 6 章は、2 条で構成し、区政を生かした住民主体のまちづくりの取組の推進について定めています。

(区におけるまちづくり)

第 35 条 本市においては、地域の特性を踏まえた自主的で自立的な、区におけるまちづくりを、区役所の拠点性を生かしながら、推進します。

2 区におけるまちづくりは、区の住民が主体的に取り組むよう努め、区長その他のまちづくりに携わる市の職員との協働により行います。

3 前項の場合において、区の住民及び区長その他のまちづくりに携わる市の職員は、次の事項を考慮して取り組みます。

- (1) 地域の情報を収集し、その情報を区の内外に発信すること。
- (2) 地域における課題を的確に把握すること。
- (3) 地域における課題の解決に向けて関係者の合意形成に努めること。
- (4) 地域における多様な主体と連携すること。

説 明

○第 35 条は、区におけるまちづくりの推進について定めたものです。

○政令指定都市への移行後における、区制を生かした本市の自治推進のあり方の観点から規定しました。

区を住民自治の実践の場として、区役所の拠点性を生かした住民による主体的なまちづくりの取組の推進を定めています。

○区におけるまちづくりは、区域内で取り組まれる活動であり、魅力的で快適に暮らせる地域を形成するために、住民が主体的に行うコミュニティ活動や住民と区長その他のまちづくりに携わる職員が協力して行う活動など、身近な地域の特性や課題を踏まえた自主的、自立的な活動です。

○区役所は、まちづくりに関する情報・知識の集積やネットワークを構築する等の機能を有しており、このような機能を、住民も積極的に生かしながら、区におけるまちづくりを推進していくこととしています。

○第 2 項では、区におけるまちづくりは、住民自治の実践の場として、第 6 条の市民の責務の範囲において、区の住民が主体的に取り組むことに努めながら、区長その他のまちづくりに携わる職員との協働により行うことを定めています。

○「その他のまちづくりに携わる市の職員」とは、区役所のまちづくりを担当する職員のみを指すのではなく、本庁の職員を含む区のみまちづくりに携わる全ての職員を指しています。区におけるまちづくりは、区の住民の取組を前提とするものではありませんが、行政内部においても、その全てを区役所の権限で行うことができるものではありません。区役所以外の職員も積極的に区役所の職員と連携し、地域を魅力的でより快適にする住民の取組を支援することが必要です。

- 第 3 項では、区の住民及び区長その他のまちづくりに携わる職員が区におけるまちづくりに取り組むにあたり、考慮することを定めています。
- 第 1 号は、地域を見て歩くことや、地域の人との対話などから、町内や校区単位での区域内の地域情報を収集するとともに、それらの情報を広く発信していくことを定めています。
- 第 2 号は、第 1 号で得た地域情報から課題を的確に把握することを定めています。例えば、防犯、防災、健康課題など、地域の身近な課題について把握することとなります。
- 第 3 号は、課題の解決に向けて、住民、地域団体、NPO、事業者、行政など関係する多様な主体が、まちづくり懇話会や団体の会合などにおいて、多くの意見を出し合いながら、合意形成に努めていくことを定めています。
- 第 4 号は、地域団体や市民活動団体、事業者等、多様な主体と連携することについて定めています。

(組織体制の整備等)

第 3 6 条 市長等は、区におけるまちづくりを推進するために、必要な組織体制及び人員体制の整備並びに予算の確保に努めます。

説 明

- 第 3 6 条は、区におけるまちづくりの推進のための組織体制の整備等について定めたものです。
- 区におけるまちづくりの推進に向け、区役所等の組織や機能、本庁との連携体制のあり方などについて不断に見直すことや、各区のまちづくり推進事業の実施にあたり一定の予算の確保が必要となることから、市長等が必要な組織体制及び人員体制の整備や予算の確保に努めていくことを定めたものです。

第 7 章 危機管理

第 7 章は、危機管理について定めます。

(危機管理)

第 36 条の 2 市長等は、市民及び関係機関との連携、協力及び相互支援のもと、災害等から市民の生命、身体及び財産の安全を確保するよう、危機管理体制の構築に努めます。

2 市長等は、市民及び関係機関との連携、協力及び相互支援のもと、災害等から市民の生命、身体及び財産の安全を確保するよう、危機管理体制の構築に努めるとともに、災害等の発生時には迅速かつ的確に対応します。

3 市民、市議会及び市長等は、協働により災害等からの復旧復興に取り組みます。

説 明

○**第 36 条の 2**は、危機管理体制について定めたものです。

○平成 28 年度熊本地震では、行政による支援「公助」の限界が明らかとなる一方で、多くの市民が主体となり、地域の中でつながり、互いに支え助け合う「自助」、「共助」の必要性、重要性が改めて認識されました。

○第 1 項では、そのような経験を踏まえ、自助、共助に関する市民の責務を定めています。前段では、食料品等の備蓄や避難場所の確認、地域が実施する防災訓練への積極的な参加など、市民一人ひとりの自覚に基づいた備えとともに、地域コミュニティにおいても防災訓練やハザードマップ作成、自主防災組織の活動などを通し、様々な災害等に備えることを規定しています。後段では、災害等の発生時には自らの安全を確保するとともに、市民相互の助け合い（共助）により、災害等に対処することを規定しています。また、非常時に共助の力を発揮するためには、日頃から積極的にまちづくりへ参画し、地域中のつながりを築くことも重要であります。（第 6 条、第 32 条）

○第 2 項では、災害や新型インフルエンザなどから市民の生命、身体及び財産の安全を確保するためには、市民や関係機関（国、県、他市町村などの行政機関、医療機関、電力・ガス会社、報道機関等）との連携、協力、さらには相互支援が必要であり、そのもとで危機管理体制を構築することを定めています。後段では行政による支援「公助」について、災害等の発生時においては、非常時優先業務の迅速かつ的確な対応（情報収集・発信、救命・救急、避難所開設・運営、物資輸送等）を行うことを規定しています。

○第 3 項では、災害等からの復旧や復興の過程において、市民・地域・市議会・行政が相互に連携し、総力をあげて取り組むことを規定しています。（教訓を踏まえた各種計画への反映、被災者支援、地域経済の回復等）

第 8 章 住民投票

第 8 章は、2 条で構成し、市民参画の手法のひとつである住民投票制度について定めます。

(住民投票)

第 37 条 市長は、市政に係る重要事項について、住民の意思を把握するため、その事項ごとに定められる条例により、住民投票を実施することができます。

2 市長は、住民投票の結果を尊重します。

説 明

○第 37 は、市の将来を大きく左右するような重要な事項について、直接住民の意思を把握するために
行う住民投票の実施等について定めたものです。

○地方自治は、市長、市議会議員を住民の代表とする間接民主制を採用しており、住民投票はそれを補完
し、自治を充実させる制度として位置づけられています。

過去に全国の市町村で実施された例としては、「原子力発電所建設」や「産業廃棄物処分場建設」、「市
町村合併の是非」などがあり、住民投票は、まさに住民の将来を左右するような重要な課題を扱うもの
です。

○第 1 項では、市長は、市政に関する重要な事項について、住民投票を実施することができることを定め
ています。なお、住民投票に係るような重要な意思決定は、市長と市議会の基本的役割であり、住民投
票の実施については、対象となる事項について住民との十分な情報の共有がなされているか、また、実
施に要する経費の問題など、様々な観点から検討を加える必要があることから、市議会での十分な議論
を経て、一つひとつの案件ごとに、条例で定めることとしています。

実際に住民投票を実施する場合は、その事案ごとに「〇〇の住民投票に関する条例」を制定し、投票の
実施にかかる必要事項（住民投票に参加できる者の資格、投票方法や成立要件など）を定めることにな
ります。

○第 2 項では、住民投票の結果は、法的拘束力はないとされていますが、市民の意思を真摯に受け止め、
市長は住民投票の結果を尊重することを定めています。

(住民投票の請求及び発議)

第 38 条 本市において選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもって、その代表者から、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができます。

2 市議会議員は、法令の定めるところにより、議員の定数の 12 分の 1 以上の者の賛成を得て、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができます。

3 市長は、必要に応じ、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができます。

説 明

○第 38 条は、住民投票に関する住民からの請求手続、議員及び市長の発議について定めたものです。

○住民投票に関する条例案は、市長の意思決定によるものだけでなく、住民による直接請求や議員による発議によっても条例案を提出することは可能であり、このことは地方自治法第 74 条と第 112 条にも規定されていますが、住民投票条例の重要性にかんがみ、この条例においても規定するものです。

○第 1 項では、本市に選挙権のある者（有権者）が、地方自治法第 74 条（住民の条例制定改廃請求権）に基づくものの一つとして、「〇〇の住民投票に関する条例」の制定について請求できることを定めています。

○第 2 項では、地方自治法第 112 条に基づく、市議会議員の議案提出権について規定したもので、市議会議員自らによる、住民投票条例の市議会への提出を定めています。

○第 3 項では、市長自らが、市民生活に関わる極めて重要な事案について、必要であると判断した場合の、住民投票条例の市議会への提出を定めています。

第 9 章 国、他の地方公共団体等との連携

第 9 章は、国、他の地方公共団体等との連携について定めます。

- 第 39 条 市は、国及び県と共通する課題の解決を図るため、これらと対等な関係のもとで相互に協力し連携に努めます。
- 2 市は、広域的な課題の解決を図るため、近隣の地方公共団体と連携し、広く地域全体が発展するよう努めます。
- 3 市は、地球環境の保全等共通する課題の解決を図るため、国内及び国外の都市等との連携に努めます。

説 明

○第 39 条は、国・県・近隣の地方公共団体・国内外の都市等との連携について定めたものです。

○第 1 項では、地方分権の趣旨を踏まえ、国・県との対等・協力関係のもとで相互に協力連携していくことを定めています。

○第 2 項では、広域的課題の解決を図るため、近隣の地方公共団体と連携し、広く地域全体が発展するよう努めていくことを定めています。

広域的な課題の具体的な例としては、ごみ処理（産業廃棄物）問題、消防、地域医療、環境問題（地球温暖化防止、地下水涵養、地下水汚染ほか）、交通問題、道路行政、経済活動、人的な交流、文化交流などが考えられます。

○第 3 項では、地球環境の保全等共通する課題の解決を図るため、国内外の都市等と連携していくことを定めています。

地球環境の保全等共通する課題の具体的な例としては、災害対策、青少年育成、経済活動、人的な交流、文化交流、国際交流などが考えられます。

第 10 章 自治推進委員会、最高規範性及び条例の見直し

第 10 章は、3 条で構成し、自治推進委員会、最高規範性、条例の見直しについて定めます。

(自治推進委員会)

第 40 条 本市の自治の推進を図り、個性豊かで活力に満ちた社会の実現に寄与するため、市長の附属機関として熊本市自治推進委員会（以下「委員会」といいます。）を設置します。

2 委員会は、市長の諮問に基づき、自治運営の基本原則に関する重要事項その他の事項を審議します。

3 委員会は、前項に規定するもののほか、自治運営の基本原則に関する重要事項について市長に意見を述べるができるものとします。

4 委員会は、自治に識見を有する者及び市民によって構成されます。

5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

説 明

○第 40 条は、「自治推進委員会」の設置について定めたものです。

○この条例を実効性のあるものとするため、条例に基づく活動等を検証、評価する組織として「自治推進委員会」を設置するものです。

○第 1 項では、本市の自治の推進を図り、個性豊かで活力に満ちた社会の実現に寄与するため、市長の附属機関として、「熊本市自治推進委員会」を設置することを定めています。

○第 2 項では、同委員会の役割を定めており、市長の諮問に基づき、自治運営の基本原則に関する重要事項その他の事項を審議することになります。具体的には、「情報共有」、「参画」、「協働」がどれだけ進んだのか、どのような課題があるのかなどを検証することになると考えられます。

○第 3 項では、第 2 項の他に、自治運営の基本原則に関する重要事項については、同委員会自らが、市長の諮問に限らず必要に応じて審議し、市長に意見を述べるができることを定めています。

○第 4 項では、同委員会が、自治に識見を有する者（学識経験者等）と市民によって構成されることを定めています。

○第 5 項では、委員会の人数、任期等の運営に関し必要な事項は、別に規則で定めることとしています。

(最高規範性)

第 4 1 条 他の条例、規則等の制定改廃、解釈及び運用に当たっては、この条例に定める事項を最大限尊重し、整合性を図ります。各種計画の策定、見直し及び運用においても、同様とします。

2 市民、市議会及び市長等は、この条例を尊重し、本市の自治の推進に努めます。

説 明

○第 4 1 条は、本条例の持つ最高規範性について定めたものです。

○第 1 項では、他の条例、規則等の制定改廃、解釈及び運用や各種計画の策定、見直し及び運用に当たっては、この条例に定める事項を最大限尊重するなど、この条例が、本市の自治における最高規範性を持つことを定めています。

○第 2 項では、併せて、本市の自治を構成する市民、市議会及び行政の三者が、この条例を尊重し、本市の自治を推進していくことを定めています。

○法体系上は、個々の条例にその優劣、高低はありませんが、この条例の理念に基づいた本市の自治の推進を市政全般に浸透させていくために、他の条例・規則、要綱、構想、計画、施策等の制定改廃から運用解釈までについて、本条例との整合性を図ることを義務付けることで、実態として運用上の最高位に位置する条例としたものです。

○なお、この条例には罰則規定は設けていません。「罰則」とは、個別具体的な行為の違反をとらえて始めて適用されるもので、本条例は自治の基本ルールを定める理念条例であることから、罰則はなじまないものと考えます。

(条例の見直し)

第 4 2 条 市長は、この条例の施行後、4 年を超えない期間ごとにこの条例を見直し、適切な措置を講じます。

2 市長は、この条例の見直しに当たっては、市民参画の手続を実施します。

説 明

○第 4 2 条は、この条例の見直しについて定めたものです。

○昨今の状況を踏まえると、今後の社会情勢や経済情勢の変化は、予想できない状況です。そこで、自治の在り方をより進んだものとしていくために、4 年を超えない期間ごとに条例の見直しを行い、適切な措置を講じることとしました。

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行します。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行します。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行します。